

①保育所（園） 【市立】9ヵ所		
保育所・園名	定員	
倭文保育園 ☎46-0654	60	
広田保育園 ☎45-0040	150	
榎列保育所 ☎42-2392	120	
八木保育所 ☎42-0559	120	
神代保育所 ☎42-1252 ※延長保育有	120	
志知保育所 ☎42-3101	45	
賀集保育所 ☎54-0458	120	
北阿万保育所 ☎55-0075	90	
阿万保育所 ☎55-0133	90	

②地域型保育所 【私立】3ヵ所		
保育所名	定員	
ぬしま保育園 ☎57-0021	12	
すくすく保育園 ☎43-2139	19 (地域枠5)	
翁寿園保育所 ☎42-6006	7 (地域枠2)	

③幼稚園 【市立・私立】4ヵ所		
園 名	定員	
湊幼稚園 ☎36-2835	45	
津井幼稚園 ☎38-0352	45	
志知幼稚園 ☎36-3340	45	
さゆり幼稚園（私立） ☎52-0778	15	

④認定こども園 【市立・私立】5ヵ所		
園 名	定員	
伊加利こども園 （市立）☎39-0026	40	
市こども園 （市立）☎42-0215 ※延長保育・一時保育・ 病後児保育有	175	
幼保連携型 認定こども園松帆北 （私立）☎36-2410	40	
幼保連携型 認定こども園松帆南 （私立）☎36-2344	110	
公私連携幼保連携型認定 こども園福良こども園 ☎52-0252 ※一時保育有	130	



令和3年度の入所園児の募集

保育の必要性の有無および児童の年齢に応じて、3つの認定区分が設けられ、以下の利用先に申し込むことができます。

認定区分	対 象	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上で入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満で入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育所

※2号、3号認定について、保護者の就業時間等により短時間認定と標準時間認定に分けられます

◆利用先別の保育時間等について

保 育 所	幼 稚 園	認定こども園
■保育時間 月～金曜日 ▽短時間認定 午前8時～午後4時 ▽標準時間認定 午前8時～午後6時 ▽土曜日 午前8時～正午 ※土曜日は八木保育所、賀集保育所、伊加利こども園で集約保育 ■延長時間※別途料金必要 ▽場所：神代保育所 ▽時間：午前7時～午後7時 園各保育所（園）または 子育てゆめるん課☎43-5219	■教育時間 午前8時30分～午後0時30分 ■預かり保育 午後0時30分～4時 ※保育の必要性の認定を受けた場合は無料 ■休園日 小学校に準ずる ※長期休業期間は原則開園 ■対象幼児 市内在住の3～5歳児 ■保育料 無料 ※別途給食費等を徴収 園各幼稚園または 子育てゆめるん課☎43-5219 ※私立幼稚園の保育時間は、直接園へお問合せください	■保育時間・休園日・保育料 ▽1号認定は幼稚園に準ずる ▽2号・3号認定は保育所に準ずる ※市こども園の土曜日は保育所と同じ3施設で集約保育 ■延長時間※別途料金必要 ▽場所：市こども園 ▽時間：午前7時～午後7時 園各認定こども園または 子育てゆめるん課☎43-5219 ※私立こども園の保育時間は、直接園へお問合せください

※市立保育所・市こども園の土曜日保育は、八木保育所、賀集保育所、伊加利こども園で集約します
※地域型保育所の保育時間については各施設で異なりますので、直接お問合せください

◆【参考】令和2年度月額保育料 ※令和3年度は変更になる場合があります

※各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		2号認定・3号認定の保育料（月額）			
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳児以上	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等	0円	0円	【市民税所得割額】 57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯） 保育料・給食費無料	
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円	【市民税所得割額】 57,700円以上の世帯（ひとり親世帯等は77,101円以上の世帯） 保育料無料 ※給食費は別途必要	
第3階層	市民税所得割額	48,600円未満	19,500円		
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	28,000円		
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	37,000円		
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	41,500円		
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	45,000円		
第8階層		397,000円以上	48,000円	46,000円	

※多子世帯および母子・父子家庭や在宅障害児（者）のいる世帯などは、保育料の軽減があります（所得制限あり）
※1号認定は教育部分の保育料は無料。午後の預かり保育、給食費等是有料（給食費は所得により免除の場合あり）

申込方法

ご希望の施設にお子さまを連れて手続きをしてください。申込書は施設に備え付けています。
定員を超える場合は、審査により第2・第3希望の施設への入所、または入所できないことがあります。入所できなかった場合は、申込を1年間有効とし、空きが生じた場合の審査対象とします。
※市外保育所・こども園を希望する場合は子育てゆめるん課までご連絡ください
※産休・育休の人で令和3年度途中に職場復帰する人も今回の期間に入所希望を受付します。私立施設については直接お問合せください

申込書配布・受付期間

期間 10月19日（月）～24日（土）
※幼稚園の受付は土曜日を除く
時間 午前9時～午後5時（24日は正午まで）

案内

年金生活者支援給付金制度について

関ねんきんダイヤル☎0570-05-1165

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が行います。

対象者

- ・老齢基礎年金を受給している人で次の①～③の条件をすべて満たす人。①65歳以上②世帯員全員が市町村民税非課税③年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人で、前年の所得額が約462万円以下の人

請求手続き

- ・すでに給付金を受給している人は、手続きは必要ありません。ただし、令和2年度の審査の結果、不該当となった人には10月以降に不該当決定通知書が送付されます。
- ・令和2年度に新たに給付金の支給対象となる人には、請求手続きのご案内を10月中旬頃に郵送します。同封

明石年金事務所管内出張年金相談

▽日時 11月26日（木）午前10時15分～午後3時15分
▽場所 洲本市文化体育館
▽受付期間 10月20日（火）～
※満席になり次第受付終了
▽受付方法 明石年金事務所へ電話でお申込ください。
関明石年金事務所 ☎078・912・4983

案内

統一QR「JPQR」事業者向け説明会

関南あわじ市商工会☎42-4721

9月～翌年3月までの期間に、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント事業）が実施されています。本事業をより多くの人に利用いただくためには、各店舗でキャッシュレス決済の仕組みが導入される必要があります。

そのため、総務省ではJPQRを活用し、キャッシュレス決済が利用できる店舗の開拓を行っており、次のとおり説明会を開催します。

日時 10月13日（火）午後2時～
場所 市役所第2別館3階
内容 JPQRの説明、導入の流れなど
申込・問合せ先 南あわじ市商工会
※JPQRは、（一社）キャッシュレス推進協議会により策定されたコード決済の統一規格。複数社の決済用の二次元コードを1枚（JPQR）にまとめて対応します

お知らせ

広域農道「オニオンロード」（神代國衙～賀集野田）が開通

関農地整備課☎43-5225

このたび、県の洲本土地区良事務所が実施するオニオンロード（国上工区）の工事が完成し、神代國衙～賀集野田地内の約0・49㌥区間を10月14日（水）午前10時から供用を開始します。これにより、昨年度までの供用済み区間も含め、阿万上町から八木大久保までの約9・26㌥が通行可能となります。

オニオンロードは阿万上町を起点とし、洲本市千草までを結ぶ全長17・5㌥の広域農道で、農畜産物や農業用資機材の輸送の効率化とともに、災害時の輸送路や通勤・通学



等の生活路を確保するため、兵庫県が整備を進めています。